

**U-CANの知的財産管理技能検定3級
速習テキスト&予想模試
法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

【変更をお知らせしている箇所】

2015（平成27）年11月15日の第22回及び2016（平成28）年3月13日の第23回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号〔平成27年4月1日施行〕）及び営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改訂）の改訂に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年8月22日）」をお持ちの方

災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とするなど、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置とともに、優先権制度の国際的調和の観点から、特許出願に係る優先権の主張の補正等に関して、特許法条約（わが国は未加入）の規定に倣って、次のような改正がありました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 88	下から3行目	なお、Bの出願は <u>Aの出願日</u> から1年以内になければならず、一方、Aの出願は、 <u>Bの出願日から1年3か月後</u> に取り下げたものとみなされます。	なお、Bの出願は <u>原則としてAの出願日</u> から1年以内になければならず、一方、Aの出願は、 <u>Aの出願日から1年4か月後</u> に取り下げたものとみなされます。
P 201	問15 肢ウ 問題	特許出願の日から <u>出願審査請求</u> をしないまま3年を経過した場合は、当該特許出願を取り下げたものとみなされる。	特許出願の日から <u>正当な理由がないのに出願審査請求</u> をしないまま3年を経過した場合は、当該特許出願を取り下げたものとみなされる。
別冊 P 5	問15 肢ウ 解説	特許出願の場合、実体審査は出願審査請求があったものにだけ行われ、請求の期間である3年以内に <u>出願審査請求がなかった</u> 場合は、当該特許出願を取り下げたものとみなされます。	特許出願の場合、実体審査は出願審査請求があったものにだけ行われ、請求の期間である3年以内に <u>出願審査請求がなかった</u> 場合は、当該特許出願を取り下げたものとみなされます。 <u>なお、期間内に<u>出願審査請求</u>ができなかったことについて<u>正当な理由がある場合には、期間を延長する救済措置がとられます。</u></u>
P 213	問9 問題文	ア～ウを比較して、特許出願の出願審査請求に関して、 <u>最も適切</u> と考えられるものは	ア～ウを比較して、特許出願の出願審査請求に関して、 <u>最も不適切</u> と考えられるものは

		どれか。	はどれか。
P 213	問9 肢ウ	特許出願の出願日から3年を経過した後に <u>出願審査請求を行うことができる。</u>	特許出願した日から3年を経過した後でも <u>出願審査請求を行える場合がある。</u>
別冊 P 15	解答一覧 問9	イ	ア
別冊 P 17	問9 解答	イ	ア
別冊 P 17	問9 肢ウ 解説	× <u>出願審査請求は、特許出願した日から3 年以内に行うこととされています。</u>	○ <u>正当な理由がある場合には、請求の期 間を延長する救済措置がとられます。</u>

特許無効審判のほかに、改正により特許異議の申立て制度が創設されました。その概要は次の通りです。

該当頁	該当箇所	変更後
P 100	19行目(③特許 無効審判の請 求)	<p>③特許異議の申立て</p> <p>特許公報の発行日から 6か月以内であれば、その特許が特許要件を満たしていないことなどを理由として、特許庁長官に対し、だれでも特許異議の申立てをすることができます。特許異議の申立てに理由があると認められるときはその特許を取り消すべき旨の決定（取消決定）がなされ、理由がないと認められるときはその特許を維持すべき旨の決定がなされます。</p> <p>④特許無効審判の請求</p> <p>特許無効審判は利害関係人に限り請求することができます。この審判で無効審決がなされると、特許権の効力は発生時にさかのぼって消滅します。</p>
P 100	欄外 重要 訂正審判	削除

企業ニーズの顕在化及び保護による実益を考慮して、「商標」の定義が次のように改正されました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 139	11行目	<p>第2条第1項</p> <p>この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という）であって、次に掲げるものをいう。</p>	<p>第2条第1項</p> <p>この法律で「商標」とは、<u>人の知覚によつて認識することができるもの</u>のうち、文字、図形、記号、<u>立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音</u>その他政令で定めるもの（以下「標章」という）であって、次に掲げるものをいう。</p>
P 139	下から10行目	<p>文字・図形・記号・立体的形状もしくはこれらの結合、またはこれらと色彩との結合でなければなりません。このため「色彩」のみでは商標といえません。「音」や「匂い」またはこれらと上記のものとの結合も含まれません。</p>	<p>従来は、文字・図形・記号・立体的形状といった視認することができるものだけが保護の対象になっていて、<u>図形等と結合しない色彩のみの商標も認められていません</u>でしたが、平成26年の法改正により、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる</p>

		<u>商標、音商標、位置商標が保護対象に加えられました。</u>	
P140	17行目	<p>以下のものを追加</p> <p>⑥動き商標 文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標をいいます。例) テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など。</p> <p>⑦ホログラム商標 文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標をいいます。例) 見る角度によって変化して見える文字や図形など。</p> <p>⑧色彩のみからなる商標 単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標をいいます。例) 商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など。</p> <p>⑨音商標 音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標をいいます。例) CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など。</p> <p>⑩位置商標 図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標をいいます。例) コンピューターのキーボード上の赤色のコントローラーなど。</p>	
P141	コレだけ！！	・「商標」＝ <u>文字・図形・記号・立体的形状</u> もしくはこれらの結合またはこれらと <u>色彩との結合</u> であって、 <u>商品・役務</u> に使用するもの	・「商標」＝文字・図形・記号・立体的形状・ <u>色彩</u> またはこれらの結合、音その他 <u>政令で定めるもの</u> であって、商品・役務に使用するもの
P142	できたらチェック 解説4	○	× <u>商標となる「標章」は、文字・図形・記号・立体的形状・色彩またはこれらの結合のほか、音、動き、ホログラム、位置も認められる。</u>
P142	できたらチェック 解説5	× <u>色彩のみの場合は商標を構成しないが、立体的形状に色彩を付加（結合）したものであれば商標として保護対象となる。</u>	○ <u>立体的形状に色彩を付加（結合）したもののほか、色彩のみからなるものも商標として保護対象となる。</u>
P142	できたらチェック 解説6	○ <u>「音」や「匂い」またはこれらと文字・図形等を結合させたものは商標を構成しない。</u>	× <u>文字と音の結合した商標は商標法の保護対象となるが、図形と匂いの結合した商標は商標法の保護対象とはならない。</u>

P 146	21行目	④ <u>不可欠な立体的形状のみからなる商標</u> 商品または商品の包装の形状であって、 その商品または商品の包装の機能を確保す るために不可欠な立体的形状のみからなる 商標は登録ができません。このような立体的 形状の商標登録を認めると、その商品や 包装についての生産・販売の独占を事実上 認めることになるからです。	④ <u>商品等が当然に備える特徴のみからなる 商標</u> 商品等が当然に備える立体的形状、色彩 または音といった特徴（「自動車のタイヤ」 の黒の色彩、「焼肉の提供」における肉の焼 ける音など）のみからなる商標は登録がで きません。このような商標登録を認めると、 その商品や包装についての生産・販売の独 占を事実上認めることになるからです。
P 151	欄外 プラス ワン	末尾に以下の文章を追加 新しく認められた商標については、その商標に関する詳細な説明の記載や所定の物件（音 の商標の場合はその音を記録したCD等）の提出も必要。	
P 160	9行目	エ <u>商品または商品の包装の形状であつ て、その商品または商品の包装の機能を確 保するために不可欠な立体的形状のみから なる商標を他人が使用する場合</u>	エ <u>商品、商品の包装または役務（役務の 提供に用いる物）が当然に備える特徴（立 体的形状、色彩または音）のみからなる商 標を他人が使用する場合</u>
P 200	問12 問題文	ア～ウを比較して、商標法上の「標章」に 該当するものとして、最も適切と考えられ るものはどれか。	ア～ウを比較して、商標法上の「標章」に 該当するものとして、最も不適切と考えら れるものはどれか。
別冊 P 2	解答一覧 問12	ア	イ
別冊 P 5	問12 解答	ア	イ
別冊 P 5	問12 解説	商標法上の「標章」に該当するには <u>文字・ 図形・記号・立体的形状</u> もしくはこれらの 結合、またはこれらと色彩との結合でなけ ればなりません。したがって、「文字と立体的 形状の結合」からなるものは該当しますが、 「記号と音の結合」や「色彩のみ」から なるものは該当しません。	商標法上の「標章」に該当するには <u>文字・ 図形・記号・立体的形状・色彩</u> またはこれ らの結合、音その他政令で定めるものでな ければなりません。したがって、「文字と立 体的形状の結合」や「色彩のみからなるも の」は該当しますが、「記号と音の結合」は 該当しません。
P 209	問19 問題文	ア～ウを比較して、商標登録出願に関して、 最も適切と考えられるものはどれか。	ア～ウを比較して、商標登録出願に関して、 最も不適切と考えられるものはどれか。
P 209	問19 肢ア	自社のイメージカラーである黄緑色を、指 定商品「園芸用種子」の商標として使用す るため商標登録出願した場合、商標登録を 受けることができる。	自社のイメージカラーである黄緑色を、指 定商品「野球用具」の商標として使用する ため商標登録出願した場合、商標登録を受 けることができる。
別冊 P 8	解答一覧 問19	イ	ウ
別冊 P 11	問19 解答	イ	ウ

別冊 P 11	問19 肢ア 解説	<p>× 「商標」は文字・図形・記号・立体的形状もしくはこれらの結合、またはこれらと色彩との結合でなければなりません。したがって、色彩のみでは商標といえません。</p>	<p>○ 平成26年の法改正により、色彩のみからなる商標も保護対象とされることになったので、設問の「黄緑色」も商標登録を受けることができます。</p>
------------	--------------	--	---

弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等を図るため、次のような改正がありました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 192	2行目	<p>弁理士とは、弁理士試験の合格者等のうち、実務修習を修了し、日本弁理士会の弁理士登録簿に所定事項の登録を受けた者をいいます。弁理士法は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることによって、工業所有権の適正な保護および利用の促進等に寄与し、経済および産業の発展に資することを目的とする法律です。</p>	<p>弁理士とは、弁理士試験の合格者等のうち、実務修習を修了し、日本弁理士会の弁理士登録簿に所定事項の登録を受けた者をいいます。弁理士は、知的財産に関する専門家として知的財産権の適正な保護や利用の促進など知的財産にかかわる制度の適正な運用に寄与し、経済と産業の発展に資することを使命としています。</p>